令和元年度第1回山形県入札監視委員会審議事項の概要

- **1 開催日時** 令和元年8月7日 (水) 13時30分~15時45分
- 2 会 場 山形県庁講堂
- 3 出席委員 委員4名(是川委員長、青柳委員、梅津委員、大泉委員)
- 4 県出席者 県土整備部次長、県土整備部整備推進監、関係部局職員など計27名

5 審議事項の概要

(1) 抽出事案の審議について(対象期間:平成30年10月1日~平成31年3月31日)

① 抽出事案 1

平成30年度元屋敷林地荒廃防止施設災害復旧工事【建設工事/一般競争入札(条件付)/

最上総合支庁産業経済部地域産業経済課】

1 4 てきに 1 マンフサギは分加次枚のナフサギギ ナの
1 次下請に入っている業者は参加資格のある業者だったの
か。
今回の入札においては参加資格のない業者であった。
前払金の額がほぼ全て下請業者に支払われているようだが特
に問題はないのか。
下請業者に払う金額については特に定めはなく、元請業者が
工事の工程や出来高等を管理し、その上で支払を行っている。
下請業者がメインで動いているように見えるが、下請業者に
任せっきりにしていないかを県として確認しているのか。
前払金は工事全体に対して分けて払うものなので、前払金が
下請に全部支払われているかということではなくて、工事一式
で考えて下請にはこのくらいの額が部分的に払われているとい
うものであると考える。
今後、中間前払や最終的な支払があると思うが、こちらは県
で確認するのか。
最後に下請結果報告書を提出してもらうことになっているの
で、そちらで確認する。
入札参加資格申請者は9者となっているが、これは想定して
いた数と比較してどうか。また、今回落札した業者が本案件と
同様の施工場所の別件の工事も請け負っているようだが、同じ
業者の方が取りやすかったということはあるのか。

r	<u> </u>
県	今回の条件で応札可能業者の数は最上管内で28者あった。
	また、同じ業者が落札していることについては、それぞれの入
	札は異なる条件で行っているので、結果的に同じ業者が落札し
	たという形になった。
委員	関連性は特に考えられないということか。
県	そのとおり。
委員	先ほどの話の中で、応札可能業者は28者ということだった
	が、同等の規模の工事を行った実績があるかどうかは確認して
	いるか。
県	確認はしていない。
委員	応札可能業者は28者あり、最終的に応札したのは2者のみ
	ということだが、今回の工事は何か特殊な内容のものも含まれ
	ているのか。
県	特に特殊な工事内容だったわけではない。辞退した業者がい
	たことに関しては、技術者の配置の関係や収益性等が理由だっ
	たのではないかと推測している。
委員	今回辞退した業者については、辞退した理由は確認している
	カ。。
県	特に確認はとっていない。
	<u>^</u>

② 抽出事案2

平成30年度山形県総合文化芸術館新築(外構)工事 【建設工事/一般競争入札(条件付)/県土整備部建築住宅課】

委員	逆転現象について説明願う。
県	一番低い金額で入札したのは、落札業者とは別の業者であっ
	たが、技術者の能力や地域貢献度等の加算点の部分で落札業者
	の方が高い評点だったため、最終的には逆転で落札に至った。
委員	そうすると、最低価格入札者は加算点の部分が低かったこと
	で落札には至らなかったということか。
県	そのとおり。総合評価落札方式は価格だけでなく、業者の過
	去の実績や技術等も加味した上で落札者を決定する制度なので
	このような結果となった。
委員	本案件において入札可能な業者は何者あったか。
県	応札可能な業者は34者あった。
委員	業者は自社の点数を把握した上で入札に参加しているのか。
県	発注者の方であらかじめ実績等の条件付けを行うので、業者
	はそれに基づいて自社の点数を確認した上で入札に参加するこ
	とになる。

·	
委員	資料を見ると、下請報告書がかなりの枚数添付されているが、
	これはどのタイミングで提出してもらっているか。
県	下請が決まり、契約を行う時に提出してもらう。
委員	下請契約日が同一のものであっても、下請報告書に記載され
	て提出されるタイミングが異なる場合もあるようだが、このあ
	たりの時系列はどうなっているか。
県	新たに下請が追加されれば、決まり次第報告書を提出しても
	らう。今後、さらに下請が追加されていくと思われるが、そち
	らについても決まり次第報告書を提出してもらうことになる。
委員	報告書を提出するタイミングについては業者の判断によるこ
	とになるのか。
県	そのとおり。
委員	2次下請の業者で、工事内容が施設整備工事となっているも
	のがあるが、どのような工事を行っているのか。
県	駐車場で段差がある部分があり、そこに擁壁を作る工事を行
	っている。
委員	本案件の工期は始期が平成30年11月27日となっているが、支
	払条件を見ると平成30年度の支払状況は0円となっている。これ
	については特に問題ないのか。
県	支払については業者と協議の上決定しているが、本案件につ
	いては工事着手前の調整が多い工事で、実際に工事の施工が始
	まったのが平成31年3月であるので、支払は平成31年度からとい
	う形にしている。
委員	そうすると平成30年度については、業者が特別負担しなけれ
	ばならないような工事は行われていなかったということか。
県	そのとおり。
委員	本案件では3者が辞退しているが、その理由については確認
	しているか。
県	辞退した業者に聞き取りは行っていないためはっきりした理
	由は分からないが、本案件は調整が多い工事になるのでその辺
	りを考慮して辞退した業者もいたのではないかと思われる。
委員	加算点の部分で少し低い点数になっている業者もあるが、こ
	の辺りは経験を積んで点数を上げていくことで落札できるよう
	になってくるということか。
県	そのとおり。ただ、例えば加算点の「技術者の能力」につい
	ては、その業者に技術者がいるかどうかということではなく、
	対象工事における配置技術者についての点数になるので、その
	辺りは他の工事との兼ね合いも関係してくることになる。

委員	工事成績の評定については完成した工事の内容によって点数
	が付くのか。
県	そのとおり。

③ 抽出事案3

債務負担行為工事 県営風力発電事業送電線布設工事 【建設工事/一般競争入札(条件付)/企業局電気事業課】

210000000000000000000000000000000000000	
委員	事案4の発電所建設にも関係するが、この2つの工事につい
	ては同じ業者が落札しているが、一体となって工事を施工しな
	いと施工しづらいといったような事情はあるのか。
県	2つの工事の関連性については、一緒の業者が施工しないと
	影響が生じるということや手間がかかるということはないの
	で、別々に発注している。
委員	例えばこの2つの工事を一緒に発注することでコストの削減
	等はできなかったか。2つに分けて発注した理由は。
県	事案4の工事については機種選定も行っており、施工可能な
	業者が1者しかいないため随意契約としている。一方で、本案
	件については、特に特殊な工事というわけではなく、業者を指
	定するような工事ではないので、競争性・公平性を保つため一
	般競争入札としている。
委員	本案件は施工可能な業者が全国でも15者しかないというこ
	とだが、地元企業を育てるという観点からも、県として、地元
	企業を下請業者として工事に参入させるような取組等の努力は
	されているか。
県	下請業者の選定については元請業者が判断するものなので、
	特に県として選定方法等について話はしていない。
委員	施工可能な業者が全国で15者ということだが、県内の他の
	風力発電工事については今回落札した業者以外にも請け負って
	いる業者はいるのか。
県	今回落札した業者以外にも請け負っている実績はあると思わ
	れる。
委員	下請業者を見てみると県内企業は入っていないようだが、過
	去の風力発電関係の工事においても同様に県内企業は参入して
	いないのか。
県	風力発電の建設事業に県内企業がどの程度関わったかという
	ことについては把握していない。ただ、風力発電事業に関連し
	た変電所関係の工事等は県内企業でも施工可能なものであるの
	で、そちらはぜひ県内企業に受注してもらえればと考えている。

委員	二次下請以降についても県内企業が入る可能性はあるのか。
県	二次下請の業者については県内企業も入っている。
委員	応札は1者のみだが、他に応札した業者がいなかった理由等
	については把握しているか。
県	理由について特に聞き取り等は行っていないが、技術者の施
	工実績要件の関係で配置が難しかったのではないかと思われ
	る。

④ 抽出事案4

債務負担行為工事 県営風力発電事業発電所建設工事 【建設工事/随意契約/企業局電気事業課】

委員 平成26年度にプロポーザル方式により機種を決定しているとのことだが、この時点で本案件の工事価格は示されていたのか。 示されていない。	1	
 県 示されていない。 委員 本案件の予定価格はどのように算定しているか。 県 風車本体に係る部分については見積りを徴収し、基礎工事に係る部分については県の積算基準に基づいて算定している。 委員 平成26年度に実施したプロポーザルについて、何者から提案があったか。また、蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御が採用されているのは、プロポーザルにおいて業者から提案があったからなのか。 県 3者から提案があった。蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御については、県で指定した上でプロポーザルを実施している。 委員 予定価格の設定については見積りを徴収しているということだが、それは落札業者から徴収したということか。 県 そのとおり。 委員 落札業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WTO案件であれば国外も対象となるが、本案件はWTO案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと 	委員	平成26年度にプロポーザル方式により機種を決定していると
 委員 本案件の予定価格はどのように算定しているか。 県 風車本体に係る部分については見積りを徴収し、基礎工事に係る部分については県の積算基準に基づいて算定している。 委員 平成26年度に実施したプロポーザルについて、何者から提案があったか。また、蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御が採用されているのは、プロポーザルにおいて業者から提案があったからなのか。 県 3者から提案があった。蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御については、県で指定した上でプロポーザルを実施している。 委員 予定価格の設定については見積りを徴収しているということだが、それは落札業者から徴収したということか。 県 そのとおり。 委員 落札業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WTO案件であれば国外も対象となるが、本案件はWTO案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと 		のことだが、この時点で本案件の工事価格は示されていたのか。
 県 風車本体に係る部分については見積りを徴収し、基礎工事に係る部分については県の積算基準に基づいて算定している。 委員 平成26年度に実施したプロポーザルについて、何者から提案があったか。また、蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御が採用されているのは、プロポーザルにおいて業者から提案があったからなのか。 県 3者から提案があった。蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御については、県で指定した上でプロポーザルを実施している。 委員 予定価格の設定については見積りを徴収しているということだが、それは落札業者から徴収したということか。 県 そのとおり。 委員 落札業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 月積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと 	県	示されていない。
係る部分については県の積算基準に基づいて算定している。 平成26年度に実施したプロポーザルについて、何者から提案があったか。また、蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御が採用されているのは、プロポーザルにおいて業者から提案があったからなのか。 県 3者から提案があった。蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御については、県で指定した上でプロポーザルを実施している。 委員 予定価格の設定については見積りを徴収しているということだが、それは落札業者から徴収したということか。 県 そのとおり。 素人業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと	委員	本案件の予定価格はどのように算定しているか。
 委員 平成26年度に実施したプロポーザルについて、何者から提案があったか。また、蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御が採用されているのは、プロポーザルにおいて業者から提案があったからなのか。 県 3者から提案があった。蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御については、県で指定した上でプロポーザルを実施している。 委員 予定価格の設定については見積りを徴収しているということだが、それは落札業者から徴収したということか。 県 そのとおり。 委員 落札業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WTO案件であれば国外も対象となるが、本案件はWTO案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと 	県	風車本体に係る部分については見積りを徴収し、基礎工事に
があったか。また、蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御が採用されているのは、プロポーザルにおいて業者から提案があったからなのか。 県 3者から提案があった。蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御については、県で指定した上でプロポーザルを実施している。 委員 予定価格の設定については見積りを徴収しているということだが、それは落札業者から徴収したということか。 県 そのとおり。 薬科業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WTO案件であれば国外も対象となるが、本案件はWTO案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと		係る部分については県の積算基準に基づいて算定している。
用されているのは、プロポーザルにおいて業者から提案があったからなのか。 県 3者から提案があった。蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御については、県で指定した上でプロポーザルを実施している。 委員 予定価格の設定については見積りを徴収しているということだが、それは落札業者から徴収したということか。 県 そのとおり。 素	委員	平成26年度に実施したプロポーザルについて、何者から提案
たからなのか。 県 3者から提案があった。蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御については、県で指定した上でプロポーザルを実施している。 委員 予定価格の設定については見積りを徴収しているということだが、それは落札業者から徴収したということか。 県 そのとおり。 委員 落札業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと		があったか。また、蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御が採
 県 3者から提案があった。蓄電池設備併設型の出力変動緩和制御については、県で指定した上でプロポーザルを実施している。 委員 予定価格の設定については見積りを徴収しているということだが、それは落札業者から徴収したということか。 県 そのとおり。 委員 落札業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと 		用されているのは、プロポーザルにおいて業者から提案があっ
御については、県で指定した上でプロポーザルを実施している。 季員 予定価格の設定については見積りを徴収しているということだが、それは落札業者から徴収したということか。 県 そのとおり。 季員 落札業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 季員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。 季員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと		たからなのか。
 季員 予定価格の設定については見積りを徴収しているということだが、それは落札業者から徴収したということか。 県 そのとおり。 委員 落札業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと 	県	3 者から提案があった。蓄電池設備併設型の出力変動緩和制
だが、それは落札業者から徴収したということか。 県 そのとおり。 委員 落札業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WTO案件であれば国外も対象となるが、本案件はWTO案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと		御については、県で指定した上でプロポーザルを実施している。
 県 そのとおり。 委員 落札業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと 	委員	予定価格の設定については見積りを徴収しているということ
 委員 落札業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと 		だが、それは落札業者から徴収したということか。
しているのか。 県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WTO案件であれば国外も対象となるが、本案件はWTO案件でないため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと	県	そのとおり。
県 見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分についても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 駅 WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと	委員	落札業者でも予定価格についてはどのくらいになるかは把握
いても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 即での案件であれば国外も対象となるが、本案件はWTO案件でないため、対象は国内になっている。 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと		しているのか。
委員 本案件については施工可能な業者は国内では1者ということだが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと	県	見積り部分については把握しているが、基礎工事の部分につ
だが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えられるのか。 県 WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。 季員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと		いても自社で積算し、ある程度は把握していると思われる。
れるのか。県WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。委員平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと	委員	本案件については施工可能な業者は国内では1者ということ
県 WT0案件であれば国外も対象となるが、本案件はWT0案件でないため、対象は国内になっている。		だが、例えば入札範囲を国外に広げたりといったことも考えら
いため、対象は国内になっている。 委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと		れるのか。
委員 平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと	県	WTO案件であれば国外も対象となるが、本案件はWTO案件でな
		いため、対象は国内になっている。
いうことだが、おおよその金額も示されていなかったのか。	委員	平成26年度のプロポーザルの時には金額の提案はなかったと
		いうことだが、おおよその金額も示されていなかったのか。

r	
県	具体的な金額までは出ていないが、風力発電設備基本構想の
	中で経済性評価という項目があり、そこで年間の発電量がどの
	くらいになるか等の経済性の提案がなされている。
委員	今の説明だと発電量に関しての経済性になると思うが、それ
	が工事代金に見合うかどうかといった意味での経済性はどう
	カゝ。
県	経済性については、発電量でどのくらいの収入があり、それ
	にどのくらいのコストがかかっているかということになるの
	で、それを踏まえた内容であると考えている。
委員	確認だが、本案件については落札業者が突出した技術を持っ
	ていたということではなく、平成26年度の機種選定において
	海外の企業の機種が選ばれて、今回施工するに当たり、落札業
	者がその海外の企業との契約を結んでいるため、実質的にこの
	業者のみが施工可能であったということでよいか。
県	そのとおり。

⑤ 抽出事案 5

平成 30 年度上郷地区農地整備事業(機構関連型)実施設計·大割測量業 務委託

【建設工事関連業務委託/指名競争入札/ 置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課】

委員	入札状況を見ると、5者が同額で予定価格に近い金額で応札
	しているようだが、積算しやすいものだったのか。
県	本案件の設計金額の算定については、農林水産省の積算基準
	を用いており、この基準は公表されているため、同額での見積
	りが出てきたものと考えられる。
委員	契約変更があったようだが、この変更については事前に分か
	るものではなかったのか。
県	事前に想定していなかった。事業計画書の作成段階では具体
	的に把握できていなかった部分が、今回の調査で判明したもの
	になる。
委員	変更部分については事前にチェックをすれば想定できたもの
	が。
県	この地区では初めての業務委託で、実際に現場に入らないと
	分からない部分があった
委員	同額で入札した業者については、積算内訳についても同額で
	出しているのか。

県	落札者以外の積算内訳については、特に確認しなければなら
	ない旨の規定はないので確認していない。
委員	積算内訳については落札業者以外の業者の分は入手していな
	いということか。
県	そのとおり。
委員	そうすると積算内訳の内容まで同じだったかどうかというこ
	とについてのチェックというのはしていないということか。
県	そのとおり。

⑥ 抽出事案 6

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る実施方針策定等支援 (PFIアドバイザー)業務委託

【建設工事関連業務委託/随意契約/教育庁総務課】

か。 予定価格の設定については、プロポーザル審査の結果最優秀者に選ばれた業者から提案書と併せて見積書も提出してもらっており、それに設計単価を乗じて算出している。 委員 PFI手法について、例えば県営住宅等の不動産経営であれば、入居者からの家賃収入等があるので、施設の補修や維持管理もできると思うのだが、学校に対してのPFI手法は経営として成り立つものなのか。 場 あくまで学校を建設したものが維持管理も行うということになっており、本案件では建設後15年間の維持管理もお願いする形になっている。 今後も学校に対してPFI手法が用いられていくのか。 県 県において、公共施設の整備事業でPFI手法の導入を検討するよう計画が策定されており、今回検討したところコスト面でのメリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。	委員	本案件は特殊なものだと思うが、積算基準等はあるものなの
者に選ばれた業者から提案書と併せて見積書も提出してもらっており、それに設計単価を乗じて算出している。 季員 PFI手法について、例えば県営住宅等の不動産経営であれば、 入居者からの家賃収入等があるので、施設の補修や維持管理もできると思うのだが、学校に対してのPFI手法は経営として成り立つものなのか。 県 あくまで学校を建設したものが維持管理も行うということになっており、本案件では建設後15年間の維持管理もお願いする形になっている。 委員 今後も学校に対してPFI手法が用いられていくのか。 県 県において、公共施設の整備事業でPFI手法の導入を検討するよう計画が策定されており、今回検討したところコスト面でのメリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。		か。
でおり、それに設計単価を乗じて算出している。 PFI手法について、例えば県営住宅等の不動産経営であれば、 入居者からの家賃収入等があるので、施設の補修や維持管理もできると思うのだが、学校に対してのPFI手法は経営として成り立つものなのか。 県 あくまで学校を建設したものが維持管理も行うということになっており、本案件では建設後15年間の維持管理もお願いする形になっている。 委員 今後も学校に対してPFI手法が用いられていくのか。 県において、公共施設の整備事業でPFI手法の導入を検討するよう計画が策定されており、今回検討したところコスト面でのメリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。	県	予定価格の設定については、プロポーザル審査の結果最優秀
 委員 PFI手法について、例えば県営住宅等の不動産経営であれば、 入居者からの家賃収入等があるので、施設の補修や維持管理もできると思うのだが、学校に対してのPFI手法は経営として成り立つものなのか。 県 あくまで学校を建設したものが維持管理も行うということになっており、本案件では建設後15年間の維持管理もお願いする形になっている。 委員 今後も学校に対してPFI手法が用いられていくのか。 県において、公共施設の整備事業でPFI手法の導入を検討するよう計画が策定されており、今回検討したところコスト面でのメリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。 		者に選ばれた業者から提案書と併せて見積書も提出してもらっ
ス居者からの家賃収入等があるので、施設の補修や維持管理もできると思うのだが、学校に対してのPFI手法は経営として成り立つものなのか。 県 あくまで学校を建設したものが維持管理も行うということになっており、本案件では建設後15年間の維持管理もお願いする形になっている。 委員 今後も学校に対してPFI手法が用いられていくのか。 県 において、公共施設の整備事業でPFI手法の導入を検討するよう計画が策定されており、今回検討したところコスト面でのメリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。		ており、それに設計単価を乗じて算出している。
できると思うのだが、学校に対してのPFI手法は経営として成り立つものなのか。 県 あくまで学校を建設したものが維持管理も行うということになっており、本案件では建設後15年間の維持管理もお願いする形になっている。 委員 今後も学校に対してPFI手法が用いられていくのか。 県 において、公共施設の整備事業でPFI手法の導入を検討するよう計画が策定されており、今回検討したところコスト面でのメリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。	委員	PFI手法について、例えば県営住宅等の不動産経営であれば、
立つものなのか。 県 あくまで学校を建設したものが維持管理も行うということになっており、本案件では建設後15年間の維持管理もお願いする形になっている。 委員 今後も学校に対してPFI手法が用いられていくのか。 県において、公共施設の整備事業でPFI手法の導入を検討するよう計画が策定されており、今回検討したところコスト面でのメリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。		入居者からの家賃収入等があるので、施設の補修や維持管理も
県 あくまで学校を建設したものが維持管理も行うということになっており、本案件では建設後15年間の維持管理もお願いする形になっている。		できると思うのだが、学校に対してのPFI手法は経営として成り
なっており、本案件では建設後15年間の維持管理もお願いする形になっている。 委員 今後も学校に対してPFI手法が用いられていくのか。 県において、公共施設の整備事業でPFI手法の導入を検討するよう計画が策定されており、今回検討したところコスト面でのメリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。		立つものなのか。
 る形になっている。 委員 今後も学校に対してPFI手法が用いられていくのか。 県において、公共施設の整備事業でPFI手法の導入を検討するよう計画が策定されており、今回検討したところコスト面でのメリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。 	県	あくまで学校を建設したものが維持管理も行うということに
委員 今後も学校に対してPFI手法が用いられていくのか。 県において、公共施設の整備事業でPFI手法の導入を検討するよう計画が策定されており、今回検討したところコスト面でのメリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。		なっており、本案件では建設後15年間の維持管理もお願いす
県 県において、公共施設の整備事業でPFI手法の導入を検討するよう計画が策定されており、今回検討したところコスト面でのメリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。		る形になっている。
よう計画が策定されており、今回検討したところコスト面でのメリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。	委員	今後も学校に対してPFI手法が用いられていくのか。
メリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で 事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるの で、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していく ことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくこ とになるのか。	県	県において、公共施設の整備事業でPFI手法の導入を検討する
事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるので、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していくことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。		よう計画が策定されており、今回検討したところコスト面での
で、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していく ことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくこ とになるのか。		メリットもあり、実施するという方針になった。ただ、一方で
ことになる。 委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。		事業選定の手続き等で時間がかかるというデメリットもあるの
委員 15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくことになるのか。		で、今後学校に対してPFI手法を導入していくかは検討していく
とになるのか。		ことになる。
	委員	15年間の維持管理をお願いする業者は今後選定していくこ
旧 そのしむり		とになるのか。
「	県	そのとおり。
委員 15年間という長期間になるので、例えば請負業者が倒産す	委員	15年間という長期間になるので、例えば請負業者が倒産す
る等のリスクもあるのではないか。		る等のリスクもあるのではないか。

·	·
県	そのようなリスクも考えており、事業者は設計・建築・維持
	管理などの様々な分野の業者で連合し、事業者グループという
	形で参加してもらい、契約の相手方に決まった場合は、特定目
	的会社を設定し、仮に経営不振に陥る会社があってもカバーし
	て、事業を確実に履行してもらう。
委員	今後業者選定のヒアリング等に、今回決まったアドバイザー
	にも入ってもらうということもあるのか。
県	いろいろな業者が関わる事業で複雑な面もあるので、参加す
	る業者が少ないのではないかという点は心配しており、そうい
	った面でも、事業経験のあるアドバイザーの方で事業参加を検
	討している業者に情報を提供してもらう等の役割を期待してい
	る。
委員	上限額が設定されているが、その金額の設定根拠はどのよう
	なものか。
県	上限額が事業費の予算額になっており、予算要求の段階では
	業務の詳細が未確定だったので、他の自治体の先行事例も参考
	にしながら同程度の水準になるよう単価を積み上げたものにな
	る。

4 その他

特になし